

労働災害総合保険





保険の仕組み

労働災害総合保険は、以下2つの補償を組み合わせた保険 です。いずれか一方のご契約も可能です。

①法定外補償保険

被保険者(白1)の従業員の労災事故について、被保険者 が行う**政府労災保険等**(📤2)の上乗せ補償に対して保険 金をお支払いする保険です。

②使用者賠償責任保険

被保険者の従業員の労災事故について、被保険者が被災 した従業員またはその遺族に対して法律上の賠償責任を 負担することによって被る損害 (♠3) に対して保険金をお 支払いする保険です。

政府労災保険等に加入していることが、ご契約の前提となり ます。

- ・政府労災保険等の給付が決定された場合に保険金をお 支払いします。
- ・業務災害、通勤災害、後遺障害等級、休業日数の認定は、 政府労災保険等における決定に従います。
 - ※政府労災保険の給付が決定された場合でも、この保険でお支 払対象とならない場合があります。

詳しくは 2 補償の内容 の各項目をご覧ください。

補償の内容

(1)保険金をお支払いする場合

①法定外補償保険

従業員が業務上の事由により保険期間中に身体の障害 を被り、政府労災保険等(命2)の認定を受けた場合に、 被保険者(📤1)が政府労災保険等の上乗せ補償を行う ことにより被る**損害** (♠3) に対して保険金をお支払いし ます。なお、保険金は、全額、被災従業員またはその遺族 にお支払いいただきます。

②使用者賠償責任保険

従業員が業務上の事由により保険期間中に身体の障害 を被り、政府労災保険等の認定を受けた場合に、被保険 者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害 に対して保険金をお支払いします。

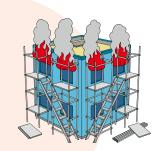
(2)対象となる従業員の範囲

政府労災保険等の給付の対象となる全ての従業員で す。アルバイト、臨時雇い、パートタイマーなどの従業員 を含みます。

●事故例



工場で働く従業員が作業 中にけがをした。



建設現場で火災が発生し、 現場作業員がけがをした。



▲ 2 政府労災保険等 ……

▲ 3 損害 ……………

🕋 🛘 被保険者 ………… この保険契約において補償を受けることができる方(企業・事業主など)をいいます。

労働者災害補償保険法または船員保険法その他の日本国の労働災害補償法令に基づく労働者災害 補償制度をいいます。

法定外補償金または損害賠償金の支払や訴訟・調停・示談などにおける弁護士費用等の費用の支出 をいいます。

(3) お支払対象となる保険金の種類

①法定外補償保険

a. 死亡補償保険金

被保険者(📤1)の被用者が労災事故により死亡した 場合には、予め設定した金額

b. 後遺障害補償保険金

被保険者の被用者が労災事故により後遺障害を被っ た場合には、予め設定した金額

c. 休業補償保険金

被保険者の被用者が労災事故により身体の障害を被 り休業した場合には、賃金を受けない第4日目以降 の期間に対して、1,092日を限度として1日につき 予め設定した金額

②使用者賠償責任保険

a. 法律上の損害賠償金

被用者が労災事故により被った身体の障害につい て、被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場 合において、被保険者が被害者に対して支払責任を 負う損害賠償金



法律上の損害賠償金は、賠償責任の承認または 賠償金額の決定前に東京海上日動(以下、「弊 社 (といいます。)の同意が必要となりますので、 ご注意ください。

b. 争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、 被保険者が弊社の同意を得て支出した弁護士費用等 の争訟費用(訴訟に限らず、調停・示談なども含み ます。)

c. 求償権保全等費用

事故が発生した場合において、被保険者が他人から 損害賠償を受ける権利の保全・行使手続のために弊 社の同意を得て支出した費用

d. 協力費用

弊社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に 当たる場合において、被保険者が弊社の求めに応じ て協力するために支出した費用

(4)保険金のお支払方法

①法定外補償保険

- ◆労災事故の認定および、後遺障害等級・休業日数の認 定は、政府労災保険等(命2)の認定に従います。
- ◆死亡補償保険金と後遺障害補償保険金は、重複しては お支払いしません。どちらか高い方の金額を限度とし ます。
- ◆休業補償保険金は、死亡補償保険金、後遺障害補償保 険金と重複して、合算してお支払いします。

②使用者賠償責任保険

a.法律上の損害賠償金は、正味損害賠償金額(*)から、 **免責金額** (♠5) を控除してお支払いします。ただし、ご契 約された**支払限度額** (♠4) が、限度となります。

*「正味損害賠償金額」とは、法律上の損害賠償金から次のア ~工を差し引いた金額をいいます。

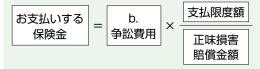


- ア. 政府労災保険等により給付されるべき金額
- イ. 災害補償規程に基づき被保険者 (m1) が給付すべき金額
- ウ. 災害補償規程がない場合は、法定外補償保険により支払わ れる金額
- 工. 自動車損害賠償責任保険、自動車損害賠償責任共済または 自動車損害賠償保障事業から支払われるべき金額

b~dの費用は、原則としてその全額が保険金のお支払対 象となります(支払限度額は適用されません。)。

例外

「正味損害賠償金額>支払限度額 | となる場合は、b.争訟 費用は、下記の式に従ってお支払いします。





🝙 4 支払限度額 ………… 保険会社がお支払いする保険金の限度額をいいます。「被害者 1 名あたりおよび 1 災害あたり」に つき設定します。

▲ 5 免責金額 …………

お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払対象となる損害の額から差し引かれる金額 をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。

(5) 保険金をお支払いしない主な場合

次の事由により生じた損害(43)については、保険金を お支払いできません。詳細は、約款の「保険金を支払わ ない場合」等の項目をご参照ください。

【法定外補償保険·使用者賠償責任保険 共通】

- ①保険契約者、被保険者(白1) または事業場の責任者の
- ②被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体 の障害(*1)
- ③風土病または**職業性疾病(** 6) による身体の障害(*2)
- ④戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動およ び地震、噴火、津波
- ⑤石綿(アスベスト)または石綿の代替物質(それらを含 む製品を含みます。) の発がん性その他の有害な特性

【法定外補償保険のみ】

- ⑥賃金を受けない第3日目までの休業に対する法定外補 償金
- ⑦被用者の故意または重大な過失のみによって、その被 用者本人が被った身体の障害
- ⑧無免許運転または酒酔運転中に、運転している被用者 本人が被った身体の障害
- ⑨被用者の故意の犯罪行為によって、その被用者本人が 被った身体の障害

【使用者賠償責任保険のみ】

- ⑩被保険者と被用者、または第三者との間の特別の約定 によって加重された賠償責任
- ⑪被保険者が個人の場合に、被保険者と住居および生計 をともにする親族が被った身体の障害
- ⑩労災保険法等により給付を行った保険者が、費用の徴 収を行うことにより、被保険者が負担する金額

- *1 建設関係事業(政府労災の事業種類コードが31~38)の場合は、 建設関係事業用特約(自動セット)により補償されます。その他の 事業種類の場合は、下請負人被用者担保特約を付帯することによ り補償対象とすることができます。右頁 3 オフション をご参照くだ
- *2 職業性疾病担保特約を付帯することにより、職業性疾病の一部に ついては補償対象とすることができます。右頁 3 オプション をご参 照ください。

●お支払いしない主な事故例

<共通>

【職業性疾病による身体の障害】



従業員が業務に起因することが明らかな疾病を被った。

<使用者賠償責任保険のみ> 【住居と生計をともにする親族の身体障害】



被保険者(個人事業主)の息子が、従業員として働いており、 業務に従事中の事故でケガをした。



🝙 6 職業性疾病 ………… 労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、長期間にわたり業務に従事することに より、有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。

3) オプション

法定外 法定外補償保険に付帯できる特約です。

使用者使用者賠償責任保険に付帯できる特約です。

補償範囲を拡大する特約

通勤災害担保特約条項 法定外

業務上の事故のほか、通勤時(出退勤時)の事故により被用者が被った身体の障害に対して、被保険者(Δ))が行う政府労災保険等(Δ)の上乗せ補償に対して保険金をお支払いする特約です。



通勤災害担保特約条項 使用者

業務上の事故のほか、通勤時(出退勤時)の事故により被用者が身体に障害を被り、政府労災保険等(42)により給付が決定された場合に、被保険者(41)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。

下請負人被用者担保特約条項 法定外 使用者

被保険者 (△1) の下請負人(事業主については政府労災保険等 (△2) に特別加入している場合に限ります。)またはその被用者が、被保険者の業務によって被った身体の障害をお支払の対象とする特約です。

なお、建設関係事業(政府労災の事業種類コードが31~38) の場合は、建設関係事業用特約(自動セット)により同様の補償がありますので、この特約を付帯する必要はありません。

職業性疾病担保特約条項 法定外 使用者

職業性疾病(📤6)による身体の障害をお支払の対象とする 特約です。発病日(政府労災保険等(📤2)によって認定され た日)が保険期間中である場合が対象となります。ただし、 次の事由に起因する損害はお支払対象となりません。

- ・石綿 (アスベスト) または石綿の代替物質の有害な特性 (石綿損害等不担保特約条項:全ての契約に付帯)
- ・発病日が属する保険期間の終了日の翌日から3年が経過 した後になされた法定外補償または損害賠償の請求

災害付帯費用担保特約条項 法定外

法定外補償保険金(死亡補償保険金または後遺障害補償保険金1級から7級)をお支払いする際に、以下の金額を追加してお支払いする特約です。従業員への補償に加え、事故に伴う被保険者(面1)自身の出費に備えることができます。

[法定外補償保険が定額方式(保険金の額を金額で定める 方式)の場合]

(被用者1名あたり)

	, ,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
障害の程度	基本型	増額型
死亡	40万円	100万円
後遺障害等級1~3級	10万円	25万円
後遺障害等級4~7級	5万円	15万円

[法定外補償保険が定率方式(保険金の額を平均賃金の日数で定める方式)の場合]

(被用者1名あたり)

		<u> Д/П П I Полсол</u>
障害の程度	基本型	増額型
死亡	80日分 (40万円限度)	200日分 (100万円限度)
後遺障害等級1~3級	20日分 (10万円限度)	50日分 (25万円限度)
後遺障害等級4~7級	10日分 (5万円限度)	30日分 (15万円限度)

休業補償保険金支払条件変更特約条項 法定外

身体の障害を被った被用者が休業し、賃金を受けない日が7日を超えた場合に、最初の3日目までの休業に対する法定補償(※)およびその上乗せ補償に対して保険金をお支払いする特約です。

※3日目までの休業については、事業主は法定の補償責任を負いますが、政府労災保険等(♠2)による給付はありません。



退職者加算特約条項 法定外

政府労災保険等(♠2)の給付対象となる身体の障害(後遺障害)により退職に至った被用者に対して、被保険者(♠1)が法定外補償規程に基づいて支払う割増補償金に対して保険金をお支払いする特約です。



保険期間

保険期間は、1年です。

ただし、土木・建設事業などの有期事業については、工事期 間にあわせて保険期間を設定することも可能です。

保険責任は、保険期間の始期日の午後4時に開始し、満期日 の午後4時に終わります。保険料は、ご契約時およびご契約 内容の変更時に払い込みいただきます。



保険期間の開始後であっても、代理店または弊社が保険料 を領収する前に生じた身体の障害については、保険金をお 支払いできませんので、ご注意ください。

ご契約条件

(1) 法定外補償保険

保険金額は、死亡補償保険金、後遺障害補償保険金、休 業補償保険金のそれぞれについて、貴社の災害補償規 程にあわせて設定します。災害補償規程がない場合も ご契約は可能ですので、代理店または弊社までご相談く ださい。

設定方式は、2通りあります。

- ◆定額方式 金額で定める方式
- ◆定率方式 死亡·後遺障害補償金を、平均賃金×日数、 休業補償保険金を、平均賃金に対する割 合で定める方式

下表はそれぞれの方式の設定例です。

	定額方式	定率方式
死亡	3,200万円	2,000日分
後遺障害 1級	3,000万円	2,000日分
2級	3,000万円	2,000日分
3級	2,800万円	2,000日分
4級	1,700万円	1,600日分
5級	1,400万円	1,400日分
6級	1,200万円	1,200日分
7級	1,000万円	1,000日分
8級	600万円	800日分
9級	500万円	600日分
10級	400万円	400日分
11級	300万円	200日分
12級	200万円	100日分
13級	150万円	60日分
14級	100万円	40日分
休業(1日あたり)	2,000円	20%

(2)使用者賠償責任保険

支払限度額 (♠4)、免責金額 (♠5) を設定します。

◆支払限度額

次は、標準的な設定例です。

- ・1名につき 2.000万円
- ・1災害につき 1億円

◆免責金額

- a. 災害補償規程がある場合…設定しません。
- b. 災害補償規程がない場合
- ・法定外補償保険がある場合…設定しません。
- ・法定外補償保険がない場合…設定することが可能 です。

)保険料に関する事項

(1)保険料の計算方法

保険料は、事業種類、保険料算出基礎数字 (4)の規模、 過去の事故歴、ご契約条件(支払限度額や免責金額、各 種特約の付帯等)によって決定されます。



ご契約には、保険料算出基礎数字を把握することがで きる資料をご提出いだたきます。

(2) 保険料の精算

a. ご契約時

ご契約にあたっては、保険期間中に見込まれる保険料算出 基礎数字に基づく暫定保険料を払い込みいただきます。

b. 保険期間終了時

保険期間中の保険料算出基礎数字について、確認でき る客観的資料をご提出ください。弊社にて確定保険料 を算出し、既に払い込みいただいている暫定保険料と の差額を精算させていただきます。なお、確定保険料が 契約締結時に定めた最低保険料を下回るときは、既に 払い込みいただいている暫定保険料と最低保険料の差 額を精算させていただきます。

(3) 保険料の精算を不要とすることができる場合

最近の会計年度の数字を保険料算出基礎数字として使 用する場合は、ご契約時に保険料を確定させ、保険期間 終了後の保険料の精算を不要とすることができます。 詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。



🝙 7 保険料算出基礎数字 … 保険料算出の基礎となる指標を保険料算出基礎といいます。この保険は賃金総額、平均被用者数、 請負金額、完成工事高のいずれか(ご契約の内容により異なります)を保険料算出基礎とします。 保険料算出基礎の具体的な額・数量等を保険料算出基礎数字といいます。

7 保険料例

(1) 法定外補償保険

【契約条件例1】

業種 :建築業(事業種類35)

災害補償規程:あり 完成工事高 : 10億円 保険金額 : 下表のとおり

【上記契約条件の保険料】 約198万円

【契約条件例2】

業種 : 食品製造業(事業種類41)

災害補償規程:なし

賃金総額 : 8,000万円(年間)

平均被用者数:20名

保険金額 : 下表のとおり

【上記契約条件の保険料】 約33万円

	業務災害	通勤災害
死亡	3,200万円	1,800万円
後遺障害 1級	3,000万円	1,800万円
2級	3,000万円	1,800万円
3級	2,800万円	1,700万円
4級	1,700万円	1,100万円
5級	1,400万円	900万円
6級	1,200万円	800万円
フ級	1,000万円	700万円
8級	600万円	400万円
9級	500万円	300万円
10級	400万円	250万円
11級	300万円	200万円
12級	200万円	150万円
13級	150万円	100万円
14級	100万円	70万円
休業(1日あたり)	20%	20%

(2)使用者賠償責任保険

【契約条件例1】

業種:建築業(事業種類35)

災害補償規程:なし

完成工事高 : 10億円(年間)

 支払限度額 (4)
 1名につき 2,000万円 1災害につき 1億円

 免責金額 (45)
 1災害につき 100万円

【上記契約条件の保険料】 約49万円

【契約条件例2】

業種 : 食品製造業(事業種類41)

災害補償規程:なし

賃金総額 : 8,000万円(年間)

| 支払限度額 (📤4) | 1名につき 2,000万円 | 1災害につき 1億円

免責金額 📤5) 1災害につき 100万円

【上記契約条件の保険料】

約15万円

このパンフレットは、労働災害総合保険の概要をご紹介した ものです。

ご契約に際しては必ず「重要事項説明書」をご確認ください。 詳細については、「労働災害総合保険の約款 (労働災害総合保 険普通保険約款、特約条項)」をご参照ください。

ご不明な点がありましたら、代理店または弊社までお問い合わせください。



ご利用いただけるサービス

※使用者賠償責任保険をセットしたご契約が対象となります。

ストレスチェックサービス

●サービス内容

WEB上で従業員の皆様のストレスチェックを実施できます。

回答終了後、従業員の皆様ご本人に結果がフィードバックされるので、従業員の皆様自身のストレスへの気付きを促すことができます。また、事業者様には、ストレスチェックの結果について、集団的に分析した結果を提供します。

ストレスチェックの検査項目は、厚生労働省が使用を推奨している「職業性ストレス簡易調査票(57項目)」を使用しています。

■利田方法

利用にあたっては、事業者情報等を所定のフォームにご入力いただきます。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。

●ご利用にあたっての主な注意点

- ・ストレスチェックの検査項目等は、今後の法令の改正動向に応じて変更となる場合があります。
- ・本サービスのご提供は、保険期間中に1回までとさせていただきます。
- ・本サービスは、東京海上グループの東京海上日動メディカルサービス株式会社を通じてご提供します。
- 災害補償規程の補償金額が扶養者の有無や雇用形態により異なります。それぞれの補償額にあわせて法定外補償保険を契約することはできますか?
- A 可能です。その場合は、それぞれのグループごとに補償金額と保険料算出基礎数字が確認できる資料をご提出いただきます。

もし事故が起きたときは

被用者が業務上の事由(通勤災害担保特約付帯の場合には通勤を含みます。)により身体の障害(災害)を被ったときは、遅滞なく、災害発生の日時・場所、災害の状況、被用者の住所・氏名、身体障害の程度、損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または弊社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

ご契約者と被保険者が異なる場合

ご契約者と被保険者が異なる場合は、パンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

「示談交渉サービスは行いません。

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがいまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、弊社の担当部署からの助言に基づき、お客様(被保険者)ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知おきください。なお、弊社の承認を得ないでお客様側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

【保険金請求の際のご注意】

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。

このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合 ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合 ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払 う場合

ご契約の際のご注意

●告知義務

申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※弊社の代理店には、告知受領権があります。

●通知義務

ご契約後に申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご契約の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがありま

す。

通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

●他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保 険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

●保険料についての注意点

保険料はご契約と同時に払い込みください。

保険料を分割払でお支払いいただく場合、初回保険料はご契約と同時に払い込みください。第2回目以降の分割保険料は、払込期日までに払い込みください。所定の期日までに分割保険料の入金がない場合には、その払込期日後に生じた身体障害による損害に対して保険金をお支払いできないことや、ご契約が失効したり、ご契約を解除させていただくことがあります。

●解約と解約返れい金

ご契約の解約(ご契約者の意思により、保険契約の効力を保険期間中に将来に向かって消滅させること)については、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

返還される保険料があっても、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となります。

既にお支払いいただいた保険料と弊社より返還する保険料の差額が最低保険料に満たない場合には、既にお支払いいただいた保険料から最低保険料を差し引いた金額を返還します。

ご契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。

■保険料領収証

保険料お支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。

■保険証券

ご契約後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にご照会ください。

●代理店の業務

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約は、弊社と直接締結されたものとなります。

●保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ケ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

- (※)保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- (*)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

0120-119-110

事故は119番・110番

受付時間: 24時間365日

お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動力スタマーセンター

0120-868-100

受付時間:午前9時~午後8時(平日、土日祝とも)

※土日祝の受付時間は、2018年4月1日より午前9時~午後6時に変更となります。

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050 http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

